

児童手当について

受給資格者

次の1から3のいずれにも該当する方

1. 村内に住所を有する方
2. 対象の児童が日本国内に居住している方（3年以内の留学の場合を除く）
3. 対象となる児童と生計が同一の保護者の方
（父母と生計が異なる場合は、児童を保護・養育し、生計を維持している方）

児童手当の額(支給額)

| | 3歳未満 | 3歳以上小学校修了前 | 中学生 | 所得制限の方 |
|----------|---------|------------|---------|--------|
| ※第1子・第2子 | 15,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 5,000円 |
| ※第3子以降 | | 15,000円 | | |

※18歳の年度末までの児童を数えます。

手当の支払い

原則として年3回2月、6月、10月にその前月分までの4か月分を指定された金融機関に振り込みます。

※振込日は10日です。支給日が金融機関の休日等の場合は、その前の日となります。

| 支給日 | 支給対象月 |
|--------|--------------|
| 6月10日 | 2、3、4、5月分 |
| 10月10日 | 6、7、8、9月分 |
| 2月10日 | 10、11、12、1月分 |

所得制限限度額表 ※平成24年6月分から適用

申請者（生計の中心者）の所得制限があります。 ※世帯合算の所得ではありません。

| 税法上の扶養人数 | 所得額（万円） |
|----------------------|---------|
| 0人 | 622万円 |
| 1人 | 660万円 |
| 2人 | 698万円 |
| ※3人以上は、一人増すごとに38万円追加 | |

申請場所

役場住民課

申請に必要なもの

<申請される全てのかた>

印鑑、請求者本人の健康保険証、請求者本人名義の通帳

<申請年の1月1日現在、檜枝岐村に住所がないかた>

所得課税証明書（請求者本人及びその配偶者）

※ただし、請求者が配偶者控除または配偶者特別控除を受けている場合は、配偶者の所得課税証明書は不要です。

<児童と別居している申請者のかた>

児童の属する世帯全員の住民票（児童の住所が檜枝岐村外の場合）

「監護・生計同一に関する申立書」

※必要に応じてその他の書類の添付をお願いすることがあります。詳しくはお問い合わせください。

申請手続き

児童の出生など、下記の場合は申請が必要となりますので、必ず届け出てください。

- ・児童が出生した
- ・受給者が市内へ転入した
- ・受給者が市外へ転出した
- ・振込先口座を変更したい
- ・受給者が児童を養育しなくなった
- ・受給者が公務員を退職した（派遣を含む）
- ・受給者が公務員になった（派遣先からの復帰を含む）

原則として認定請求をした日の翌月分から支給を開始し、支給事由が消滅した日の属する月分で支給を終了します。

※児童の誕生日、または受給者の前市区町村からの転出予定日の翌日から起算して15日以内に申請すれば、誕生日または転出予定日の翌月から支給します。

※届出が遅れると、支給されない月が生じたり、返還金が生じたりする場合があります。忘れずに届け出てください。